

【未定稿】AJCEP協定のASEAN諸国における運用に関する参考情報
(平成21年12月4日現在)

平成21年12月4日
経 済 産 業 省

	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
発効状況	発効	発効	(未発効)	発効	発効	発効	(未発効)	発効	発効	発効
EPA税率 (AJCEP)の 適用	○	○ (2010年1月1日 より適用予定)		未確認	○	未確認		○	○	○
関税還付/ 許可前引取 (税関)	関税還付 (1年以内)	— (輸入原材料がカン ボジアで加工後、最 最終的に輸出される場 合に関税が還付され る制度あり)			関税還付		許可前引取 (Bond: 1年以内)	関税還付	関税還付	関税還付 (30日以内)
CO上のHS 番号が2002 版(税関)		受理		受理	受理		受理			受理
Back to Back COの 受理(税関)	○	○ (2010年1月1日 より受理予定)	○		○		○	○	○	○
Back to Back COの 発給	○ 税関監督 下にあるも のに限る	○ 税関監督下にあ るものに限る	○ 税関監督下 にあるもの に限る	○	○		○ 税関監督下 にあるもの に限る(輸出加工区 含む)	○ 通関後の貨 物でも実質 的な加工が行 わなければ 発給する	○ 税関監督下 にあるもの に限る	○ 税関監督下にあるもの に限る(輸出加工区 (EPZ)含む)
AJCEP累積 の立証資料	・フォーム AJ ・日文EPA (二国間) のCO(※) (※)原産地 ルールが AJCEPと同 じ場合に限 る	・フォームAJ ・フォームD(※) (※)原産地ル ールがAJCE Pと同じ場 合に限る	・フォームAJ ・日尼EPA (二国間)の CO(※) (※)原産地 ルールが AJCEPと同 じ場合に限 る		・フォームAJ		・フォームAJ	・フォームAJ	・フォーム AJ	・フォームAJ ・フォームD(※) ・日越EPA(二国間)の CO(※) ・インボイス(原産情報 記載されている場合) (※)原産地ルールが AJCEPと同じ場合に限 る

・フォームAJとはAJCEPにおいて発給される原産地証明書(CO)
・フォームDとはAFTA-CEPTにおいて発給される原産地証明書(CO)

※上記は現時点で知り得た情報に基づく参考資料であり、実際の協定利用に当たっては協定を参照し、個別ケースでの運用手続については当該締約国当局に確認してください(今後の確認等により内容が変わり得ます)。